

# 八幡浜市自主防災会設置推進要綱

〔平成17年4月1日〕  
〔要綱第66号〕

(趣旨)

**第1条** この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき、八幡浜市（以下「市」という。）が推進する自主防災組織の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置規模)

**第2条** 自主防災組織（以下「組織」という。）の規模は地区公民館の範囲とする。ただし、地域の実情により設置が困難な地域にあつては、住民の連帯感に基づいて防災活動を行い得る規模で編成できるものとする。

(活動の内容)

**第3条** 組織は次に掲げる平常時の活動及び災害時の活動を行うものとするが、効果的な活動を行うため、各項目について、具体的な計画を策定しておくものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集及び伝達体制の確立に関すること。
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施に関すること。
- ウ 地域内の安全点検に関すること。

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火の実施に関すること。
- イ 救出救助の実施及び協力に関すること。
- ウ 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- エ 集団避難の実施に関すること。
- オ 炊き出しや援護物資の配分などの避難所の管理・運営に関すること。

(組織の編成等)

**第4条** 組織の編成と役割分担は、各組織の実情に即して決めるものであるが、標準的なものを例示すると次の表のとおりである。

標準組織図

役員	班名	役割
会長	情報班	情報の収集、伝達
副会長	消火班	消火器具等による消火
会計	救出救助班	負傷者の救出救助
班長	避難誘導班	住民の避難誘導等
監事	給食給水班	給食、給水活動

2 前項の規定による組織の編成がなされた場合若しくは、設立された組織が再編された場合には、その組織の会長は、自主防災会設立（変更）届（様式第1号）を市に提出するものとする。

（組織の名称）

**第5条** 組織の名称は、「〇〇〇地区自主防災会」とする。

（八幡浜市地域防災計画での位置付け）

**第6条** 組織の活動・運営は、あくまでもその自主・自立に委ねるべきであるが、災害時に有効に機能するために、組織を「八幡浜市地域防災計画」へ明確に位置付け、役割等を定めることとする。

（連絡協議会）

**第7条** 組織間相互の情報交換及び連絡調整を図るため、連絡協議会を設置する。

（広報と防災教育）

**第8条** 市は、組織設置の推進を図るため、防災関係機関との連携を図りながら、次の活動を実施するものとする。

(1) 広報活動

隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るため広報活動を実施する。

(2) 防災教育

地域の町内会長等のリーダーを対象として、組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の普及を図るため防災教育を実施する。

（市の助成）

**第9条** 市は、組織の基盤づくりと、その活動を促進するため、組織に対し、予算の範囲内で必要な助成を行うものとする。

(1) 防災訓練その他の活動に対する補助金の交付

- (2) 救出救助資機材等の貸与
  - (3) 防災教育の実施
  - (4) 活動に対する助言及び指導
- (その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第2条中「地区公民館」とあるのは、保内町地域にあつては「小学校区」と読み替えるものとする。

様式第 1 号

## 自主防災会設立(変更)届

\_\_\_\_\_地区において自主防災会を設立(又は役員を変更)いたしましたので、八幡浜市自主防災会設置推進要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき届け出ます。  
なお、組織の役員等の名簿は別添のとおりとなっております。

年 月 日

八幡浜市長 様

\_\_\_\_\_地区自主防災会  
会長 \_\_\_\_\_ 増

### ※組織の概要

設立年月日: 年 月 日

加入世帯: 世帯 人

(変更年月日): 年 月 日

### ※添付書類

1. 自主防災会役員名簿
2. 自主防災会組織図



地区自主防災会組織図

